

■競争的対話に関する質問への回答

2026/2/17

	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
1	募集要項	12	3	3	(8)			提案期間中の競争的対話については2月2～4日の1回のみとなっております。しかしながら、提案期間の後半にも、要求水準の解釈などについて官民での認識合わせの機会が必要かと存じますので、3月上旬を目途に第2回の競争的対話の実施を検討いただけないでしょうか。	第2回の競争的対話については、要望を踏まえ、3月上旬に実施することとします。参加を希望する場合は、修正後の募集要項に従い、所定の手続により参加申込みを行ってください。
2	要求水準書	16	2	1	(5)	②	イ	「市が構築しているLGWAN 接続系及び個人番号利用系、インターネット接続系の各ネットワークが利用できるよう整備すること。」との記載がございますが、これらのネットワーク構築に関する保守運用業者との協議は優先交渉権者選定後の対応であり、当該ネットワーク構築に係る費用については提案価格には含まず、別途市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ネットワーク構築に必要な配管並びに設備スペースについては事業者で用意していただきます。ただし、機器及び配線については別途市で負担いたします。
3	要求水準書	29	2	3	(5)	①		基本設計段階における提出図書として「オ 工事費概算書」がございますが、こちらの書類の体裁やどの程度詳細に内訳を記載する必要があるかについてご教示いただけますでしょうか。	特に定めている体裁等はありません。要求水準書に記載のある①基本設計ア～ケの内容と整合の取れた、公共建築工事内訳書標準書式にある中科目程度の概算費内訳書とし、詳細は協議により決定いたします。
4	要求水準書	29	2	3	(5)	②		実施設計段階における提出図書として「カ 工事費積算内訳書・積算数量調書」がございますが、こちらの書類で採用するのは、公共の単価ではなく、民間の単価という理解でよろしいでしょうか？	公共工事における標準単価の採用を前提とするものではありません。各事業者において、本工事に実際に要すると見込まれる単価を用いて積算してください。

	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
5	様式集	26		1				<p>本様式集には「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、副本には企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定できる表現はしないこと」との記載があり、加えて、令和7年5月30日に公表いただいた募集要項等に関する質問に対する回答では、「応募者以外（下請企業、再委託企業、連携企業等）の企業名の記載は認めません」との回答をいただいております。</p> <p>一方で、地域社会・経済への配慮の観点から、地元企業等より”関心表明書”を取得し、その写しを提案書類とともに提出することもDBO事業では一般的かと存じます。こちらの関心表明書については、連携・発注検討の具体性を高める意味合いでも、企業名・個人名の記載を認めていただけないでしょうか。</p>	<p>本事業に関心を示す地元企業等については、関心表明書を取得したうえで、企業名および個人名の記載を認めます。</p>
6	田原市公共工事請負契約（設計施工一括及び詳細設計付工事発注方式）（案）	3					別紙	<p>サービス対価改定の考え方について、「設計施工一括工事請負契約締結の日から」と記載がありますが、令和7年12月25日の内閣府政策統括官から各省庁PFI担当部長様・各自治体担当部長様宛の通知「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」にも記載のあるように、「設計施工一括工事請負契約締結の日から」ではなく、「入札公告日（本事業では再公告日）から」として、基準日の前倒しを検討頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>ご質問の趣旨は承知しています。</p> <p>本事業におけるサービス対価改定の基準日については、募集要項等で示しているリスク分担の考え方に基づき、契約締結後の物価変動については、所定のルールによりサービス対価改定の対象とする整理としているところです。</p> <p>その上で、基準日は設計施工一括工事請負契約締結の日からとし、入札公告日（再公告日）への前倒しは想定しておらず、原案のとおりとします。</p>
7	募集要項	7	2	3	(10)			<p>令和8年4月中旬に実施予定のプレゼンテーションについて、参加人数・発表時間・質問時間などの要件を提案書類の提出締め切り日以前に代表企業へ通知いただくことは可能でしょうか。用意する資料の分量や発表者について事前に調整を進めておきたい意図です。</p>	<p>提案書類提出締め切り日の一週間程度前を目途に通知します。</p>
8	要求水準書	10	1	6	(6)			<p>公的団体等の利用について、料金を減免することを想定しているようでしたら、団体数や減免率、年間の減免額をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>要求水準書P.54「9 市が実施する事業」に記載のとおり、公的団体等の利用については、減免の対象（全額免除）と想定しています。また、市が主催するイベントについても、内容に応じて減免の対象となる場合がありますが、その実施の有無を含め、具体的な団体数、実施頻度および年間の減免額については、現時点で想定していません。</p>